

兵庫大学附属図書館規程

〔平成7年4月1日制定〕
兵大程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は兵庫大学学則第4条第2項並びに兵庫大学短期大学部学則第63条第2項に基づき、兵庫大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）に関する基本的事項を定める。

(目的)

第2条 附属図書館は兵庫大学及び兵庫大学短期大学部における教育並びに研究に必要な図書館資料（以下「資料」という。）を調達、管理して、教職員及び学生等の利用に供することを目的とする。

(組織)

第3条 情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）は、附属図書館の運営を総括する。

2 センター長は、資料に関して調達及び管理の責任を負う。

(図書館委員会)

第4条 附属図書館の運営を円滑にするために、兵庫大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関する事項は別にこれを定める。

(利用時間)

第5条 附属図書館の利用時間は次のとおりとする。

(1) 平日 午前9時から午後7時まで

(2) 土曜日 午前9時から午後3時まで

2 館長は、必要ある場合は利用時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 附属図書館の休館日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日

(3) 学園創立記念日

(4) 学園が定める休日

2 前項の規定にかかわらず、センター長は必要に応じて臨時に開館日及び休館日を定めることができる。

(利用資格)

第7条 附属図書館を利用できる者は次のとおりとする。

(1) 兵庫大学及び兵庫大学短期大学部の学生

(2) 兵庫大学及び兵庫大学短期大学部の教職員

(3) 兵庫大学及び兵庫大学短期大学部の名誉教授

(4) その他センター長が許可した者

(閲覧)

第8条 資料の閲覧は次の方法で行う。

(1) 館内閲覧

(2) 貸出

2 書庫内資料は所定の手続きにより利用することができる。

(利用の規律)

第9条 附属図書館を利用する者は、次の規律を守らなければならない。

- (1) 資料の転貸借をしてはならない。
- (2) 資料は丁寧に取扱い、破損・書き入れ等をしてはならない。
- (3) 資料は、指定の席で閲覧し、許可された資料以外は閲覧室外への帯出をしてはならない。
- (4) 閲覧室では静粛を旨とし、他人の読書の妨げになるような行為をしてはならない。
- (5) その他館員の指示に従うこと。

(貸出)

第10条 資料の貸出を希望する者は、図書館利用者カードを携帯しなければならない。

2 兵庫大学・兵庫大学短期大学の学生及び教職員は、次の各号により資料の貸出をうけることができる。

- (1) 学 生 一回につき図書は10冊以内、期間は14日間までとする。雑誌は5冊以内、期間は7日間までとする。新着雑誌については貸出ししない。
ただし、引き続き貸出を希望するときは一回に限り更新することができる。

(2) 教職員

専任教職員 図書は50冊以内、期間1か月までとする。雑誌は10冊以内、期間は7日間までとする。新着雑誌については貸出ししない。

兼任教職員 図書は10冊以内、期間1か月までとする。雑誌は5冊以内、期間は7日間までとする。新着雑誌については貸出ししない。

視聴覚資料は著作権法で認められている範囲内で貸出しする。

ただし、専任教職員については、館長が特に必要と認めるとき、上記の制限冊数以上に貸出、また、所定の手続きを行うことにより、期限後継続して貸出をうけることができる。

- (3) 名誉教授は専任教職員に準じる。
- (4) その他 一回につき図書は5冊以内、期間は7日間までとする。ただし、雑誌については3冊以内、期間は7日間までとする。新着雑誌については貸出ししない。

3 センター長は必要に応じ貸出資料について次のことを行うことができる。

- (1) 貸出冊数の増減
- (2) 貸出期間の延長・短縮
- (3) 貸出資料の返却請求

4 次の資料は原則として貸出を認めない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考資料
- (3) その他特に指定した資料

(貸出資料の返却)

第11条 貸出資料は期限を厳守し、また次のいずれかに該当したときは直ちに返却しなければならない。

- (1) 学生が卒業し、又は退学等により学籍を離れたとき
- (2) 学生が休学し、又は停学に処せられたとき
- (3) 教職員が転任又は退職したとき

2 前項に規定する場合のほか、資料の点検整理等の理由により貸出期間中においても返却を求めることがある。

(弁償)

第12条 利用中の資料及び機器を紛失、毀損又は汚染したときは弁償しなければならない。

(利用停止等)

第13条 この規程に違反した者に対しては、附属図書館の利用を制限又は停止することがある。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、附属図書館の利用等に関して必要な事項はセンター長が別にこれを定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程を改廃しようとするときは、委員会に諮り兵庫大学及び兵庫大学短期大学部教授会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。